

強 勁

第21号

神奈川県
 神奈川県
 行 (社)大和法人会青年部会会報「躍動」
 〒242-0021 大和市中央7-5-18
 ☎046-260-0511 FAX046-260-0515
 行 飯 島 功 (青年部会長)
 行 飯 島 功 彦 (広報委員長)
 発行責任者 伊 田 雅 彦
 編集 鈴木 文 也

法人会会員のみなさまに

これから法人会会員のみなさまとともにご覧になる「経営者大型総台保障制度」の充実をめざします。

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン
 この企業保障プラン総合型1号は「経営者の生涯保障」(AIUのグループ保障制度)をセレクトしたものです。



AIU 保険会社

大同生命

大同生命

厚木支店/厚木市中町4-16-22 (プロミナビル3F) TEL 046-224-8494
 (大和生命厚木ビル3F) TEL 046-224-8494
 ◎ご契約に際しては「保険のパンフレット」を必ずご564ください。 [E-16-1007(甲)保16年11月15日]



青年部会 署長インタビュー



大和税務署長 山下 政治

飯島 本日は、大変お忙しいところ、青年部のためにお時間をとって頂きまして有難うございます。どうぞ宜しくお願い致します。

署長 こちらこそ宜しくお願い致します。

飯島 早速ですが署長の前住地はどちらですか。

署長 東京国税局の課税第一部資料調査第二課というところですね。と言ってもご存知ないかもしれませんが、相続税の大型事案の調査を担当しているところですね。資料調査課以外にも、資産税課や東京国税不服審判所など、署以外の勤務が長いですね。神奈川県内の署は、藤沢税務署に勤務して以来約三十年ぶりです。

当時の藤沢税務署の管轄は、今の大和税務署の管内も入っていましたので、出張するにも大変でした。毎日のようにバイクで走り回っていました。

飯島 赴任されて三ヶ月経つ訳ですが、如何ですか。

署長 厚木基地が近いので、初めは飛行機の音の大きさに驚きました。最近は大いび慣

れましたよ。それから、着任の時に職員に話したのですが、窓口等の対応には充分時間をかけて、良く話を聞くようにお願いしたところですね。

何かと忙しかつたですが、大きな心配事もなく三ヶ月が経過したというところでしょうか。

飯島 先日、日銀短観が出まして、景気も多少良くなっているようで、中小企業にも波及しているという話もありますが。

署長 当署における税収を見ても、前年比では100%を超えていますので、それなりにということでしょうか、目に見えてこれがという具体的なものは分かりません。

飯島 新しく設立される法人も増えているんですか。

署長 詳しい数字はともかく、毎年増加していると聞いています。

栗原 ところで今年の六月から電子申告ができるようになりましたので、私も届出をしました。

署長 それはありがとうございます。消費税法の一部が改正されて、法人も個人も申告される方が増えますし、署に来られる方も増えると思われています。そのような中で、電子申告・納税システム、通称e-taxと言いますが、この利用・普及をお願いしているところで、栗原さん以外の青年部の方にも是非利用して欲しいですね。

鈴木 電子申告は難しい



イメージがありますが、栗原 それほど難しくはないようですよ。

署長 そうですね。税金の話なので難しいと考えがちですが、インターネットをやっている方であれば、操作も難しくないんじゃないかな。

飯島 ところで、ご出身はどこですか。

署長 長崎県の佐世保です。米軍基地と海上自衛隊の基地がありますから、そういう点では大和と似ているかもしれませんがね。飛行機の音はうるさくないですけどね。

飯島 佐世保では、まだご両親はご健在ですか。

署長 両親とも亡くなっています。兄弟はいますか？

清水 何人兄弟なんですか。

署長 十一人で、私は六男です。

飯島 それは多いですね。

署長 男が六人で、女が五人です。上と下では年齢が二十四歳も離れているんですよ。

飯島 他に公務員の方はいますか。

署長 妻も公務員だったんです。

飯島 そうですか。奥様もご同郷ですか。

署長 そうです。

飯島 結婚されたきっかけは。

署長 おふくろと妹が、いい人がいるからと言う事で。女性から見て良い女性なら間違いないかと思つてね。要する



に見合いです。
飯島 ご結婚されて、今は如何ですか。

署長 まあ、続いているんですから良かったということじゃないかな。

飯島 お子さんは何人ですか。

署長 娘が三人です。

飯島 随分少ないですね。(笑い)

署長 一番上は社会人です。下の二人が大学生です。

飯島 それは大変ですね。お金もかかるでしょう。

署長 学費は出してあげないとね。早く嫁に行つて欲しいけど、本人たちは何かと楽しそうだね。世間で言われるパラサイトのようなものですか。(笑い)

飯島 さて、色々失礼な質問もしてしまったかもしれませんが、お許しを頂いて。

最後に、我々青年部に対して、何かご意見やご要望がありましたらお聞かせ下さい。

署長 これまでの職歴が、関係民間団体とあまり接触がなかったんですが、我々の仕事は関係民間団体の皆様のご協力なくしては出来ませんのでご協力には、大変感謝しています。

青年部会に対してと言うことですが、青年部会の方々は、現役の経営者の方々の集まりで、法人会のこれからを背負って頂く頼もしい存在であり、また、毎月、月例研修会を実施して税務関係の知識の習得

のみならず、会員同士のコミュニケーションも図つていると聞いています。今、大和法人会は、会員増強月間中です。先日、法人会の役員の方と、税理士会の役員の方との話の中でも、最近、若い経営者も多いので、青年部の果たす役割も大きいという話がありました。そのような活動も期待しておりますので、大いに頑張つて下さい。
飯島 私たちも期待に応えられるよう努力して参ります。

経営者は情熱を



部会長 飯島 功

毎年のことではあるがこの時期になると1年間を振り返り反省をする。しかし最近では考えていた事の半分も出来ていない自分に気がつく。昨年は新工場を建設し、本年はISO14001を認証取得したが何かに欠けている。そのような折、メジャーのイチローが262本という年間最多安打を樹立した。これは84年ぶりの大記録だ。その陰には「巨人の星」という梶原一騎原作のアニメを彷彿させるような、幼年期からの忍耐ドラマがあった。一方では日本球界再編へ向け若きリーダリーがメアリアを騒がせている。まさに今、この国を、そして世界に感動を与え明確なビジョンを持ち改革をもたらそうとがんばっている彼等は皆30代でありこれぞ時代の先駆者である。

私の友人に夢を抱いて会社を興した人がいる。また反面、夢に破れて会社を整理した人がいる。データによると会社設立から10年以内で全体の93.6%が消えていくという。数年前株式を上場した経営者の

本日はお忙しいところ、本当にありがとうございます。インタビューの中に出てきた、改正消費税、e-taxの件について詳しくお知りになりたい方は
大和税務署 法人課税第1部門 (審理担当) まで
 ☎046-262-9411
 内線414
 なお、改正消費税とe-taxについては、その概要を裏面に掲載しました。

Garage Carpoint
 TEL 046-234-5404
<http://www.garagecarpoint.com>

117 HIGH QUALITY TECHNICAL SERVICE
オリジナルレーザーシート・オリジナルマルチ製作
 株式会社 ガレージカーポイント 〒248-0434 神奈川県海老名市上塚967-1 代表取締役 小林 和彦

新年会 忘年会 法事など
各種ご宴会予約受付中
 フアミリーレストラン
 座間市立野台3-14-5 (座間中央病院横)
ふたば TEL (046) 251-0344

National Panasonic
あなたの街のでんき屋さん
 〒242-0029 神奈川県大和市上草柳7-5-18
 TEL 046 (261) 9500 FAX 046 (264) 0732
 URL <http://www.r-futami.com>



Happy flower gift -オンリー・ワン-
 鉢花・観葉植物
 切花・開店花・各種アレンジメント
 園芸用品・雑貨
 みんなの笑顔が見たいから...
 お花のことは何でもおまかせ下さい。
 〒252-1121 神奈川県綾瀬市小園15-1 tel: 0467(76)1110 fax: 0467(76)5858

(株)南西ガーデン

～ 消費税の事業者免税制度と簡易課税制度の改正のあらまし ～

平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。このうち事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のあらまは、次のとおりです。

○事業者免税点の引下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（改正前3,000万円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月未決算分から適用され、例えば3月未決算法人の平成17年3月期（平16.4～17.3）は、基準期間である平成15年3月期（平14.4～15.3）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。

【注意事項】

- ◇ 課税事業者（納税義務が免除されない事業者）に該当することとなった事業者は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。
- ◇ 課税事業者は、その課税期間における課税売上に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した残額を納付すべき消費税額として申告し、納税することになります。仕入税額控除を受けるためには、簡易課税制度を選択適用する場合を除いて、課税仕入れの事実を記録した帳簿及びその事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

〈参考〉

一般課税(簡易課税制度を適用しない場合)における納付すべき消費税額(地方消費税額を含む)の計算の概要
【設例】 課税期間中の課税売上高1,500万円、課税期間中の課税仕入れ高1,000万円
【計算】 (1,500万円×5%) - (1,000万円×5%) = 25万円(納付すべき税額)

事業区分	みなし入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないので他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業)をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。
第四種事業	60%	第一種・第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第五種事業	50%	第一種・第二種・第三種・第五種事業以外の事業をいいます。具体的には、飲食店業、金融・保険業等となります。また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。

○簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(改正前2億円)に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月未決算分から適用され、例えば9月未決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

【注意事項】

- ◇ 簡易課税制度とは、課税仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間における課税売上に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」をかけて仕入控除税額を計算する制度です。

〈参考〉

簡易課税における納付すべき消費税額(地方消費税額を含む)の計算の概要
【設例】 課税期間中の課税売上高1,500万円(すべて第五種事業に係わるもの)
【計算】 (1,500万円×5%) - (1,500万円×5%×50%) = 37万5千円(納付すべき税額)

- ◇ 簡易課税制度の適用を受けるためには、課税売上げの内容を記載した帳簿等にそれぞれ売上げが第一種から第五種事業までのいずれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。また、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分とみなし仕入率は下表のとおりです。

◇ 簡易課税制度の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◇ ただし、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

⇒ 個人事業者は、平成17年中に提出すれば平成17年分から適用を受けることができます。

⇒ 法人の場合は、平成17年3月末日までに提出すれば平成17年3月期(平16.4～17.3事業年度)から適用を受けることができます。

◇ 基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間については、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、簡易課税制度を適用して申告することはできません。

◇ 簡易課税制度の適用を受ける事業者は、例えば、多額の設備投資をした場合など、仕入控除税額を一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付は受けられません。

◇ 簡易課税制度の適用を選択した事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の適用をやめようとはできません(簡易課税制度の適用をやめようとする場合には、やめようとする課税期間の開始する日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります)。

◇ 簡易課税制度の適用を選択した事業者が、免税事業者となった場合でも簡易課税制度選択届出書の効力は有していますので、再び課税事業者となり、基準期間における課税売上高が5,000万円以下であるときには、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、簡易課税制度を利用して申告を行うこととなります。

※このほか、平成16年4月1日から、消費者に対して値札やチラシなどによって、商品やサービスなどの価格をあらかじめ表示する場合には、総額表示(税込価格表示)が義務付けられています。

詳しくは、東京国税局ホームページ(アドレス: <http://www.tokyo.nta.go.jp>)の「お知らせ」にある「消費税コーナー」をご覧ください。お近くの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

景 お知らせ

1-2ツックス ー 国税電子申告・納税システム(e-Tax) - 自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができます

インターネットを利用して申告、納税、申請・届出等ができるようになりました。



☆申告書等の作成
☆電子署名等の添付

e-Tax Q&A

Q1 どんなことができるの？

- 所得税、法人税及び消費税の申告
- すべての税目の納税
- 申請・届出等

Q2 何が必要なの？

- インターネット上本人確認を行うために必要な電子証明書を、事前に市役所等で取得します。
- 所轄の税務署へ開始届出書を提出します。



詳しくは **e-Taxホームページ**
 (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

電話での
お問い合わせは

0570-015901

・利用開始のための手続や、e-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
 ・全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

あなたの「創造」、強力サポート!!

スタッフ、販促用ジャンパー、Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、エプロン、各種タオル、うちわ、のぼり、のれん、はっぴ、カレンター...その他販促ツール、フロア、カーブ、植・ギフト全般、作業着、ユニフォーム

※企業、サークル、個人でもお気軽にご相談ください

〒228-0024 神奈川県座間市入谷5-1858-1
有限会社 テムズ TEL 046-257-9816 FAX 046-257-9817

お問い合わせ・お申し込みは

料理お届けセンター



0120-535180

くわかん

046-255-9992

株式会社 日環

◎ 収集運搬業許可 ◎ 一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物
 ◎ 処分業許可 ◎ 一般廃棄物・産業廃棄物(破砕・機械選別・焼却)

営業本部: 神奈川県座間市相武台3-4851-1 第一郷河北2F TEL.046(253)0008・FAX.046(252)9166
 メコイス相模原工場: 神奈川県相模原市麻溝台1-13-10 TEL.042(766)7115・FAX.042(766)8116
 マテリアルセンター: 神奈川県座間市栗原1080-5 TEL.046(266)0788・FAX.046(266)0787
 《E-mail》nikkan@sun.or.jp <http://www.inter.or.jp/sun/nikkan/>



綾瀬市役所前店 綾瀬市小園802-2
 綾瀬市深谷3873-2 ☎76-6590

◎お酒・たばこ
 取扱店



<http://www.three-f.co.jp/>

自由投稿コーナー

志を育てること、NGOから中小企業へ

座間市 片野光庸

10月のある朝、朝日新聞の生活欄に掲載された「地球に就職」という5段抜きの特集記事に目が止まった。ウィー

その人、高橋宗瑠さんと初めて会ったのは12年前、当時私が在職中だった人権NGO、アムネスティ・インターナショナル日本の東京事務所である。高校時代からアメリカカンファットボールで鍛えたという彼は、長身とがっしりとした体格で、独特の押し強さ

彼はユタヤ系アメリカ人の父と日本人の母を持ち、米国生まれでボストンに育った。両親の離婚を機に15歳から日本で暮らすようになった。東京の私立高校に入るが不可解な校則になじめず、生徒会長になって変える努力をするが、学校と対立し自ら退学。昼はスーパーで働きながら都立の定時制高校を卒業。そして早稲田大学文学部に入学。在学中にベトナム帰還兵の証言を綴ったペーパーバックを読み衝撃を受ける。早速その本の翻訳に取りかかり、90年12月に初めての訳書「NAM-禁じられた戦場の記憶」(透土社)が書店の店頭に並んだ。

会社の仕事を通してアムネスティと出会った。やがて彼はその会社を辞めて、フリーで翻訳のアルバイトをしながら、無給のボランティアとしてアムネスティの難民チームで活躍を始めた。アフリカや中東、アジア諸国などから祖国での迫害を恐れ日本にやってくる人たちの政府への難民申請を支援し、学者や弁護士等の専門家を組織し、政府の難民政策の改正を求める国際キャンペーンを実施するのが彼の主な仕事だった。

彼は難民申請者の話に何時も耳を傾ける中で、彼らの多くが弾圧や拷問に屈しない「スーパーマン」に見えたという。その一方で法務省の入国管理局との交渉から帰ってくると、「役人どもは舐めてやるし、俺達を馬鹿にしてやがる。絶対に許せねえ!」と、怒りを露に喉を切っては、遅くまで事務所まで仕事をしてきた21歳の民主運動家に付き添い入管へ。面接中に、その男は彼の方を盗み見て、いたずらつ子ように笑いかけてきた。「生死の分かれ目になるような場面で笑えるなんて、俺と同じかきだったんだ!」と気づいた。だから誰にだって勇気ある行動を取れるんだと。

こうして難民支援に走り回

ンドンに渡り留学。オックスフォード大学を経てエセックス大学大学院で国際人権法の修士号を取得。ロンドンのアムネスティ国際事務局に日本人初の正職員として採用された。その後、国際移住機関勤務を経て、さらに国連の法務担当職員になり現在に至る。

こうした彼の道のりを振り返ると、当初から真つ直ぐに階段を駆け上つて来たように見える。しかし、彼の「志」の出発点は、恐らくは最初の難民との出会いであつたらうし、周囲の私達との世代を越えた格闘だったかも知れない。彼も私達もお互いに刺激し合

翻つて私は今、親元に帰り小さな企業の経営に従事しているが、その中で、「志」を育てること、育てられることを忘れて(または、できないでいる)ことに気づき愕然とする。12年前に高橋宗瑠さんと出会った時から、私達二人には平等な歳月が流れたが、現在や未来に向けた意思の輪郭の無さを嘆く今の自分に歯を覚えることがある。

結局の所、NGOであれ、華やかに見える国連であれ、地域の中小企業の現場であれ、私たち大和法人会であれ、事業を支えるのはどれも「人間」であつて、その人間に最も必要な要素は前向きな「夢」や「志」なのだ、という当たり前の結論に辿り着く。とりわけ経営者やリーダーと言われる人にとって、それは欠く事のできない必須の資質なのだと思う。

いま一度、自らの事業のど

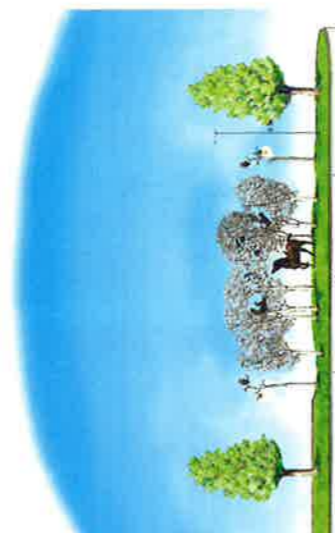
ションを、未来への展望を、豊かに語ること、そして自他ともに「志」をしつかりと育

南林間駅前整備に伴う モニュメント設置奮闘記

大和市 神田 暁

平成13年南林間駅ビル建替え計画が持ち上がり、駅ビルへ駐車場ができるという事で、駐車場の少ない南林間駅周辺にとつては願つてもない計画のはずであつた。しかしいつのまにかその計画は縮小され、現在の3階建ての駐車場なしの駅ビルになつてしまった。また湘南急行なるものができ、南林間に停車しなくなつてしま

駅ビル立替えに伴い駅前広場の整備計画が行政より発表されたが、それは今までは違



南林間西口駅前ロータリー内モニュメント(十街灯)

完成予定は平成17年3月、作品ができたあかつきには、みなさんも是非ご覧に南林間へお越しくださ

花と仕事と私

綾瀬市 浅野靖夫

私が花に携わる仕事を始めて16年、きっかけは突然でした。初めは先代の社長(故父)が子会社として設立した店で、父が直ぐに他



所が明るくなるなど、色々な所で需要が多くなつてきている様です。日本でも、だんだん、その効果が認められ、若い世代を中心に需要が伸びている様ですが、もつと広い世代の方々にも「植物」の持つ力を伝えて行くのが、これからの私達(植物に携わる仕事をしている者達)の仕事だと思つています。昔からお花を好きな方は沢山います。小さな野の花から華麗なバラ、好みは様々ですが、花を愛する気持ちは同じですよ!また、そんな方以外にも、もつとお花や植物の良さを知つていただきたく新しいチャレンジも、どんどんしています。思い切つた店作りや、本格的に「切花」も始め、更に多くのお客様からの希望にお応え出来る様になりました。私の夢の店作りはまだまだゴールは遠いようです。イヤ!一生かかつてもたどり着かないのかもしれない。ですがポリシーを持つて前進していきたいと思つています。自分の仕事として胸を張つて行ける様に!!

LP GAS プロパンガス 不動産部

LP GAS ☎0467-78-8793 不動産部 ☎046-235-0707

プロパンガス・住宅設備機器販売・配管工事設計施工 不動産取引全般・リフォーム工事

(有)協和商事・(有)カワナミ (LP GAS) (不動産)

ソワホーム

介護のためのリフォーム
みずまわりのリフォーム
介護用品の販売、福祉用具のレンタル
マンション・商業施設・工場・設備改修工事
給排水工事 土木舗装工事

社：神奈川県座間市明王3番地8
ショップ：神奈川県座間市立野台2-20-12
http://www.sowa.tv

フリーダイヤル ☎0120-55-0616

お気軽に相談下さい。

この街が好きだから
笑顔が似合う住いさがい
あなたとの出逢いを
快適空間で!

お問い合せは...
本店 ☎046(234)9321
さがみ野店 ☎046(233)5757

海老名市国分南4-12-2
海老名市東柏ヶケ台2-11-21

有限会社大岳地所

24時間受付

0120-339618

大和営業所 大和市上草柳1842-1
☎046(261)1189(代) ☎046(261)2317
http://www.yutakatenrei.com

葬儀全般、ご相談に応じます

ゆたか典礼

全日本葬祭業協同組合連合会加盟
(社)全国霊柩自動車協会加盟

自由投稿コーナー

税について考えた事

横浜商業高校3年 海老名市 清水友莉恵

「税金」という言葉にはあまり良いイメージはありませんでした。ただ単にお金をとられるというイメージが強かったからです。しかし、税金についていろいろと調べていくにつれ、税金は私達の生活を豊かにするために使われているものも多く、生きていくために必要なものだと分かりました。

まず、私達に一番身近な税金「消費税」が思い浮かびます。消費税は商品の価格に算入されてお金を払うために「税金」と認識しやすいのです。なので、消費税のことを嫌っている人は多いと思います。しかし、消費税は悪いものではなく、買ったから買っただけ税金がかかるので比較的平等な税金だと思います。

しかし、平等とはどういう事でしょうか。所得の多い人が多く税金を払うのが平等という事かもしれませんが、全ての人が同じ税金を払うのが平等かもしれません。消費税は後者に近いですが、所得の多い人のほうが多く物を買うので前者とも考えられます。これが私が消費税が平等だと思う理由です。やはり、税金は平等でないといけません。

税金は消費税だけではなく、所得税、法人税、相続税、たばこ税、酒税などたくさんあります。これらの税金は私達国民が払っているものです。しかし、私達は払っているだけではありません。私達は常に税金と共に

に生活しています。例えば、公共の交通機関や下水道の整備などです。また、障害者や高齢者のためにも使われています。現在は高齢化社会です。これからさらに高齢化は進むと予想されています。今の国の支出には一見無駄がないように見えますが探せば無駄なものがあるはずです。それを是非、高齢者や障害者のためのバリアフリーなどに使してほしいと思います。こんなにも日頃からお世話になっている税金を、私達はなぜ悪いものか、損をしているか、私達が普通の生活を送れるのは税金による支援があるおかげなのだ、という意識が薄れているからだと思います。なので、まず国民一人一人が自分で払った税金によって暮らしているという自覚が大切なのです。自覚を持たば払い損だと思っても減り、快く税金が払えるようになると思います。

私は働いている人にとって、ほとんど税金を払っていませんが、その税金によって運営されている公共施設は使えます。それは払っている人たちがいるからです。そのことを忘れてはいけません。

確かに自分では税金の世話になっているという自覚はあまりないと思います。しかし、税金がなくなると困ることだらけです。国民一人一人が自覚を持ち、快く納税できるようになったときに、すばらしい社会ができると思います。

私達、これからはこうじゃあ！

《研修会の紹介》

定例研修会 「税制改正について」

日時 平成16年5月19日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 大和税務署法人課税第一部門
上席審理官 関根 明人氏



定例研修会 「役員間の取引の税務 についてパート3」

日時 平成16年6月16日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 大和税務署法人課税第一部門
上席審理官 関根 明人氏



特別講演会 「人を動かすメンタル コントロール術」

日時 平成16年7月7日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 メンタルトレーナー
高畑 好秀氏



講演会 「外国の人から見た日 本の税金」

日時 平成16年8月23日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 大和税務署副署長
上原 一洋氏



定例研修会 「知っていますか？ あなたの会社の決算!!」

日時 平成16年9月22日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 東京地方税理士会 大和支部
濱野 真一氏



定例研修会 「役員間の取引の税務 についてパート4」

日時 平成16年10月13日
場所 オークラフロンティア
ホテル海老名
講師 大和税務署法人課税第一部門
上席審理官 関根 明人氏



あなたも青年部会に 入会しませんか!!

大和法人会青年部会では、部会員の募集を行っています。

大和法人会の50歳まで(4月1日現在)の経営者の方は非仲間になります。

入会希望の方は、大和法人会事務局まで今すぐお申し込み下さい。

年会費12,000円

(月額1,000円)

申込先

〒242-0021 大和市中丸7-5-18

社団法人 大和法人会 青年部会

TEL 046-260-0511 FAX 046-260-0515

編集後記

11月18日(木)・19日(金)に鳥取県にて第18回法人会全国青年の集いが開催されます。開催主旨として「よき経営者」を目指すための納税意識の高揚と税務知識の研鑽に努め、会員相互の交流の「場」を作ること。また鳥取大会では、「自ら経営者としての信念・志・夢は何か」、「真に社会に必要とされる企業とは何か」をもう一度見つけ直し、経済・財政再建のため「税のオピニオンリーダー」として何を考え、何を行えばよいか熟考する場所にする事だそうです。

これは、鳥取全国大会向けのホームページからの引用で

《全国青年部会の活動》

〔定例研修会〕
大和税務署等から講師を招き、主に税制をテーマに研修しています。(原則、毎月)

〔宿泊研修会〕
宿泊で研修会を開催し部会員相互の親睦を深めます。(年一回)

〔経営問題講演会〕
著名人等の講演会を開催しています。(随時)

〔レクリエーション大会〕
部会員の家族を交えたボウリング大会等を開催します。(年に数回)

〔青年部会広報紙「躍動」の刊行〕
青年部会の顔として作成し、法人会全会員に配布するほか、「全国青年の集い」にて全国の仲間にも配布しています。(年2回刊行)

〔全国青年の集いへの参加〕
全国の青年部会の仲間と、交流を広げます。平成16年度は、鳥取県で開催されます。(年一回開催)

すが、このような情報のやりとりが今日では当然の如く24時間いつでも垣間見ることが出来ます。

10年一昔とは言いますが10年前にもインターネットによる情報は流通していましたが、今ではそれがごく日常的な事のように思われます。

我々青年部員も今日の情報化社会を根底から見つめ直し、これからの時代に常に対応できる能力や技術を捨てし企業発展に努めていきたいと思っています。

鳥取大会の開催を心から祝い申し上げます。

新潟県中越地震で被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。



Common
共有地・広場・共同・直営・常設

株式会社 コモン不動産研究所



株式会社 長嶺工業所

給排水衛生
空調換気設備工事

社 大和市中丸4丁目6番32号
TEL 046(261)4408(代)
〒242-0021 FAX 046(264)6252
横浜商業所 横浜市瀬谷区瀬谷4丁目12番地の5
TEL 045(301)0315

JMSG
Japan Max Security Group

日本盗聴・盗撮相談センター本部
企業・個人向けの盗聴器・盗撮カメラの調査・防犯対策
セキュリティコンサルタント・総合警備保障(ALSOK)取扱
TEL 046-292-0888 URL: http://www.jmsg.com



安心のパートナー オリオン警備保障(株)

代表取締役 斎藤 久美子
神奈川県公安委員会認定第93号・全国警備業加盟・神奈川県警備業協会加盟
〒242-0006 大和市中丸5-1-21 サンライズ2F

TEL 046-276-3832(代) FAX 046-276-3337